

「情報公開文書」

受付番号：2018-4-092

課題名：食道癌発癌感受性を示す遺伝子多型の同定とその臨床病理学的特徴の解析

研究責任者：東北メディカル・メガバンク機構・教授・長崎 正朗

1. 研究の対象

2008年6月～2015年12月に当院で食道癌の治療を受けられた方

2. 研究目的・方法

【研究期間】

2016年5月（倫理委員会承認日）～2021年1月

【研究目的】

食道癌の患者さんの間で、ある決まった遺伝多型（遺伝子の中で個人ごとに配列が異なる個所）を持つヒトとそうでないヒトとの間での、がんの形状（病理学的）や分子生物学的な違いを研究します。このことにより多くの方がもつ遺伝子多型が食道がん発症に関連する可能性を探ります。この研究の成果により癌危険因子としての多型を同定できれば食道癌診断、予防および治療への道を開く可能性があります。

【研究の方法】

患者さんの血液からゲノムDNAを採取します。こちらは、東北大学病院で実施されます。検体は匿名化された後、複数の遺伝子解析およびジャポニカアレイによる網羅的SNP解析を実施します。解析する遺伝子・遺伝子群としては、CDC25/WEE1, CHK1, CHK2, ATM/ATR, RAD1, RAD9, HUS1, RAD17, CDC2/CYCB, p53, MDM2, WAF1, 14-3-3, BRCA1, BRCA2, XRCC2, XRCC3, Tag101, Skp2, RAD6, Aurora Kinases, Survivin, BAP-1, ALDH2, ADH1B, LPP, ESR, rs9288318(ALS2CR12), rs12633984(SI), rs10057043(intergene), rs2956654(DOCK5)、T細胞受容体遺伝子(TCR)などを予定しています。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

試料：血液から得られる全ゲノムDNA

情報：病歴、治療歴、病理学的所見、副作用等の発生状況、カルテ番号 等

4. 外部への試料・情報の提供

ジャポニカアレイの解析は（株）東芝に受託されます。

5. 関係研究組織

東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター 松田 浩一
日本大学 永瀬 浩喜
日本大学病院 斎藤 勉
国立病院機構水戸医療センター 加藤 丈人
国立病院機構相模原病院 森 隆弘

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、
研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

お問い合わせ窓口

東北大学 東北メディカル・メガバンク機構 ゲノム解析部門 長崎 正朗
〒980-8573 宮城県仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL : 022-273-6051

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口に提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできなことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

合

②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

③法令に違反することとなる場合